

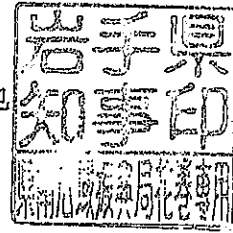
産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県花巻市山の神797番地1

氏 名 株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 拓帆
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達増 拓也



許可の年月日 令和 5年11月27日

許可の有効年月日 令和10年11月26日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうちガラスくずを除く。)
- ・がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

以下余白

(2) 最終処分 (埋立処分)

取扱う産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設 I

- ア 設置場所 岩手県花巻市二枚橋第5地割473番14、15
- イ 設置年月日 平成15年 3月31日
- ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうちガラスくずを除く。)、がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)
800t/日 (100t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成14年12月10日
- オ 設置許可番号 第1-10号
- カ 保管施設 別表のとおり

(以下、裏面記載)

(2) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県滝沢市後268番585、268番1078
イ 設置年月日 平成30年 2月 2日
ウ 処理能力 がれき類（アスファルト廃材に限る。） 688t/日（86t/時間）
エ 設置許可年月日 平成29年11月22日
オ 設置許可番号 第117082-14号

(3) 埋立施設（安定型埋立）

ア 設置場所 岩手県花巻市幸田第8地割407番1
イ 設置年月日 平成 7年 4月13日
ウ 埋立地の面積 22,562㎡（全体面積 22,562㎡）
エ 埋立容量 77,200㎡
オ 設置許可年月日 平成 6年12月 6日
カ 設置許可番号 第14-9号

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年11月27日 当初許可

平成 5年11月27日 更新許可

平成 8年 7月 5日 事業範囲の変更許可

(1) 事業の範囲に金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）の中間処理（破碎処理）を追加したこと。

(2) 事業の範囲に金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）の中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。

平成10年11月27日 更新許可

平成12年11月27日 変更届出書受理（保管施設を変更したこと。）

平成15年 5月 8日 変更届出書受理（破碎施設を追加したこと。）

平成15年11月27日 更新許可

平成16年 2月 6日 変更届出書受理

(1) 破碎施設Ⅰの設置場所を変更したこと。

(2) 破碎施設Ⅱにおいて処理する産業廃棄物の種類にガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずを追加したこと。

平成18年 4月20日 変更届出書受理（保管施設を変更したこと。）

平成20年11月27日 更新許可

平成20年12月12日 変更届出書受理

(1) 中間処理（破碎処理）する産業廃棄物の種類から金属くずを削除したこと。

(2) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）する産業廃棄物の種類から金属くずを削除したこと。

(3) 中間処理（破碎処理）するガラスくず、コンクリートくず及び

（以下、2枚目記載）



陶磁器くずについて、「ガラスくずを除く。」と限定したこと。

(4) 中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて、「コンクリートくずに限る。」と限定したこと。

平成24年11月19日 変更届出書受理(本店所在地を岩手県花巻市南城241番地から変更したこと。)

平成25年11月27日 更新許可

平成27年 2月24日 変更届出書受理

(1) 事業の範囲からガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちガラスくずを除く。)の中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)を削除したこと。

(2) がれき類の中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)について、「アスファルト廃材に限る。」と限定したこと。

(3) 保管施設の概要を変更したこと。

平成30年 2月 8日 変更届出書受理

(1) がれき類(アスファルト廃材に限る。)の破碎施設を1施設追加したこと。

(2) がれき類(アスファルト廃材に限る。)の破碎施設(固定式)を1施設廃止したこと。

(3) がれき類(アスファルト廃材に限る。)の破碎施設(移動式)を1施設廃止したこと。

(4) 保管施設の概要を変更したこと。

平成30年11月27日 更新許可

令和 元年 6月12日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)

令和 2年 1月 7日 事業範囲の変更許可(事業の範囲に金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずの最終処分(埋立処分)を追加したこと。)

令和 3年12月27日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)

令和 5年11月27日 更新許可

令和 8年 1月13日 変更届出書受理(代表者を伊藤智仁から変更したこと。)

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

(以下、裏面記載)

別表（保管施設の概要）

1 破碎施設 I に関するもの

所在地：岩手県花巻市二枚橋第5地割473番14、473番15

産業廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分 の た め の 保 管	がれき類（コンクリート廃材に限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずを除く。）	7	1,671	7,897	13,030	屋外保管
	がれき類（アスファルト廃材に限る。）	5.388	567	1,763	2,908	屋外保管
処分 後 の 保 管	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずを除く。）	—	1,088	4,757	7,849	屋外保管
	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずを除く。）	15	5,382	32,580	53,757	屋外保管



（以下、3枚目記載）

2 破碎施設Ⅱに関するもの

所在地：岩手県滝沢市後268番585、268番1078

産業廃棄物の種類			保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類 (アスファルト 材に限る。)	As 殻 保管場	4	1,240	3,187.5	7,331	屋外保管
処分後の保管	がれき類 (アスファルト 材に限る。)	製品 保管 ヤード	4	72	192	442	屋外保管

以下余白

